

議案第一四号

三朝町取員の給与に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

三朝町取員の給与に関する条例の一部を別紙のように改正するもの
とする。

昭和三十六年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和三十六年三月十七日原案可決

三朝町議會議長 加藤幸太郎



三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第五号）の一部を次のように改める

第四條の見出しを「昇給等の基準」に改め同條第二項中「町長の定むるところにより」とあるを「町長が規則で定める基準に従ひ」に改め同條第五項中「その号給について給料表に掲げる昇給期」とあるを「十二月」に改める

別表第二を次のように改める

附 則

1. この条例は昭和三十六年四月一日から施行する

2. 職員給与の新行政職給料表（別表第二）この切替は附則別表切替表によるものとす

3. 職員給与切替後の最初の昇給に適用される昇給期間は三朝町職員給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十六年条例第四号）の最初の昇給期間とする 但し四等級十号

以下に於ては当該期間に六ヶ月を加算し長期間とする